

# 水道事業会計繰出金

## 1. 水道事業会計への繰出し

水道事業は、飲用水その他日常生活に必要な水を供給する事業であり、その事業に要する経費は水の使用に伴う水道料金によって賄う独立採算が原則となっている。しかし、水道事業は一般行政事務を行っている市が経営していることから、本来採算的に困難な事業であっても、公共的な必要から行わざるを得ない場合などがある。このように、性質上、水道料金で賄うことが適当でない経費や効率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難な経費について、当該事業から、水道事業会計\*繰出金としてその所要額の繰出しを行った。

### ※ 水道事業会計

…水道事業の収支を経理するために設けられた特別会計。サービスの提供の対価としての料金収入や、それに要する人件費、物件費等の営業費用を「収益的収入及び支出」として、また、水道事業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還等の支出とその財源となる収入を「資本的収入及び支出」として整理している。

## 2. 水道事業会計繰出金の算出方法

平成27年度においては、下記のとおり繰出しを行った。

(単位：千円)

項 目	H 2 7	H 2 6
統合水道に係る統合前簡易水道建設事業に係る企業債元利補給金	2 3, 5 8 4	2 3, 5 8 4
統合水道に係る簡易水道統合整備事業に係る企業債元利補給金	4 0, 9 1 5	1 9, 1 2 2
地方公営企業職員（水道事業職員）に係る児童手当に要する経費	7 2 0	9 7 0
川上地区水道高料金対策繰出金	2 1, 5 1 6	2 1, 9 4 1
上水道事業未給水地域対策事業債（天見地区）に係る企業債元利補給金	5, 6 1 7	5, 6 1 7
天見配水地区送配水施設連絡安全対策事業企業債元利補給金	5, 2 8 7	5, 2 8 7
災害対策施設等整備（水道管路近代化推進等事業費）事業に係る企業債元利補給金	5, 2 9 9	5, 2 9 9
川上地区水道施設維持管理費に係る繰出金	1 3, 0 1 2	1 0, 1 0 3
水道料金等福祉減免に係る繰出金	2 2, 0 4 4	2 6, 6 5 5
合 計	1 3 7, 9 9 4	1 1 8, 5 7 8